

平成28年5月12日  
国土交通省九州地方整備局

## 補償コンサルタント登録規程に基づく登録業者の皆様へ

＜平成28年熊本地震による災害の被害者に係る許可等の有効期間の延長について＞

平成28年4月に発生した熊本地震による被災地および被災者の皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

今般、平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）により、平成28年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成28年法律第85号。以下「法」という。）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（平成28年4月14日以後に満了する許可等の有効期限の延長）が適用されることとなりました。

・国土交通省関係の当該措置の適用対象について、平成28年5月12日付け官報告示のとおり、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定することとしましたのでお知らせします。

（本省HPへリンク）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04\\_hh\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000071.html)

### 【九州地方整備局における対応】

#### ○特定権利利益

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定に基づく補償コンサルタントの登録

#### ○対象者

特定被災地域内に主たる営業所を有する者

#### ○延長後の満了日

平成28年9月30日

#### ○備考

特定被災地域とは、平成28年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

【参 考】法第4条第2項の規定に基づき、平成28年4月14日以後に登録規程に規定する履行期限が到来する義務（変更の届出義務等）が履行できなかった場合であっても、それが平成28年熊本地震によるものであることが認められたときには、平成28年7月29日までに履行すれば、登録規程上の責任を問われません。

＜お問い合わせ先＞

九州地方整備局 用地部用地企画課管理係

092-471-6331